

# 老後も安心！ 老齡基礎年金

老齡基礎年金は、保険料を納めた期間などが10年以上ある人が65歳になったときに受けることができます。

## 年金を受けるのに必要な期間は？

- 1 保険料を納めた期間
  - 2 厚生年金や共済組合に加入した期間
  - 3 第3号被保険者であった期間
  - 4 保険料の免除（全額・一部）を受けた期間
  - 5 任意加入できる人が加入しなかった期間など
- ①～⑤の期間を合わせて **10年以上** 必要  
※一部免除を受けた期間で残りの保険料を納付しなかった期間は除かれます。

## 令和6年度の年金額

67歳以下の新規裁定者	68歳以上の既裁定者
81万6,000円 (月額68,000円)	81万3,700円 (月額67,808円)

この額は20歳から60歳になるまでの40年間、全ての保険料を納めた人の場合です。もし、40年間に保険料を納めなかった期間などがあると、不足する分だけ年金額が減額されます。

## 60歳からの国民年金

保険料を納めていないために老齡基礎年金の受給資格を満たさない人や、満額の老齡基礎年金を受給できない人は、60歳以降でも65歳になるまで任意加入することで、受給資格期間を満たしたり、年金額を満額に近づけたりすることができます。65歳以上70歳未満の人は、受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。

## 65歳よりも前（後）からもらいたいのだけど？

希望により、65歳よりも前（繰り上げ請求）や後（繰り下げ請求）からもらうことができます。年金額は繰り上げると減額、繰り下げると増額されます。

## 繰り上げ請求にはいくつかの制限があります

- 65歳になっても減額率はそのままで
- 遺族厚生年金を受けている人は、65歳になるまでどちらか一方の年金を選択することになります
- 寡婦年金を受けている人は、その受給権がなくなります
- 繰り上げ請求をすると、障害基礎年金の請求はできなくなります

**問合せ** 八代年金事務所  
(☎0965-35-6123)  
市市民課国保年金係  
(☎22-2111 内線1023)

**シカやイノシシなど鳥獣の捕獲を認める狩猟免許試験が県内各会場で8回行われます。**

また、6月から令和7年1月にかけて狩猟免許試験初心者講習を予定しています。詳しくは県ホームページで確認するか、県南広域本部球磨地域振興局にお問い合わせください。

**試験日** 7月13日(土)  
**場所** カルチャーパレス  
**申込期限** 6月27日(木)

**初心者講習**  
**期日** ①6月29日(土)  
②7月12日(金)

**場所** 中小企業大学校人吉校

**内容** ①知識講習、技能講習

**6月1～7日は水道週間です**

6月1～7日は、水道について理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るための週間です。

市では、生活に必要不可欠な水資源の大切さと水道への関心と理解を深めてもらうため、ポスター掲示などの広報活動を実施します。

**令和6年度全国スローガン**  
「たいせつに みずはみんなの たからもの」

**問合せ** 市水道課施設係

場所	時間
大畑コミセン	9:10～9:40
市役所（正面玄関付近）	10:10～10:45
西瀬コミセン	11:10～11:30
中原コミセン横広場	13:30～14:05
東西コミセン	14:30～15:00
東間コミセン	15:25～15:45

新規登録…3千円  
予防接種…3350円

**犬の登録&狂犬病予防注射（追加実施）**

犬の登録がまだの人や令和6年3月2日以降に予防注射が済んでいない人は、都合の良い会場にお越しください。

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法に基づき登録と予防注射を受けることが義務付けられています。猟犬や室内犬も必ず登録と狂犬病予防注射を受けてください。

※登録は犬の生涯に1回、予防注射は毎年1回です。

**期日** 6月23日(日)

※大雨などの場合は、中止することがあります。

**オオキンケイギクをみつけたら駆除しましょう**

オオキンケイギクは5～7月にかけてコスモスに似た黄色の花を咲かせます。繁殖力が強く在来の野草の生育場を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、環境省が特定外来生物に指定しています。きれいな花だからといって、持ち帰って庭や花壇に植えたり、生きたまま移動・保管したりする行為は禁止されています。

オオキンケイギクを見かけたら駆除しましょう。除草した場合は、根から抜いて天日にさらして枯らし、燃えるゴミとして処理してください。

**よく似た植物との見分け方**  
花の色が似ているキバナコスモスは初秋に花を咲かせます。花びらの形や、葉が短く切れ込みが多いことなどで見分けることができます。

詳しくは、環境省九州地方環境事務所のホームページをご確認ください。

※所有者や住所の変更、犬の死亡などは必ず市環境課に連絡してください。

**問合せ** 市環境課環境衛生係

**蚊やハエの発生を防ぎましょう**

蚊を発生させないポイント  
発生源である水たまりをなくすることがとても重要です。

①道路の側溝などは、定期的に清掃し、水の流れを良くする

②野生動物のすみかになる所有敷地内の樹木や雑草は、剪定や除草などの適正管理に努め、環境美化へのご理解とご協力をお願いします。

**問合せ** 市環境課環境衛生係

**所有地の適正な管理をお願いします**

樹木や雑草が生い茂る季節になりました。そのまま放置すると次のようなことが起こり、近隣住民の迷惑になります。

- 害虫が発生する
- ごみが捨てられやすくなる
- 通行の妨げになる
- 野生動物のすみかになる

所有敷地内の樹木や雑草は、剪定や除草などの適正管理に努め、環境美化へのご理解とご協力をお願いします。

**問合せ** 市環境課環境衛生係

**森林を取得した人は届け出が必要です**

個人・法人や取得した森林の面積を問わず、売買や相続などで森林を新たに取得した人は市への事後届け出が義務付けられています。土地の所有者になった日から90日以内に届け出てください。

**問合せ** 市農林整備課林務係

**飲用井戸などは衛生的に管理しましょう**

地下水や表流水、湧水を水源として飲用に利用する施設（飲用井戸など）を衛生的に使用するためには、日頃から適正な管理が必要です。汚染を防ぎ、健康を守るためにも次のことを実施しましょう。

- 水源の周辺に人や動物が立ち入らないように、柵などを設ける
- 水源や水槽などの設備や周辺を定期的に清掃する
- 設備や給水管などの施設に破損や亀裂、漏水がないかなど、年に1回以上点検する

**令和6年度 球磨地域振興局森林保全課** (☎24・4190)、市農林整備課林務係

(二種・二種・わな・網)  
②技能講習(一種)

**問合せ** 球磨地域振興局森林保全課 (☎24・4190)、市農林整備課林務係

**PM2.5などの情報をパソコンや携帯でチェック**

県が配信するPM2.5(微小粒子状物質)についての注意喚起のお知らせや光化学スモッグ注意報を携帯電話で受け取ることができます。外出先でも安心です。

**登録方法**  
携帯電話から、メールアドレス [sky@123123.jp] に空メールを送信し、返信されたメールの案内に従って登録してください。

※右記アドレスからのメールが受信できるよう事前設定(ドメイン指定)しておくことが必要です。

県内の大気環境の状況は、ホームページで確認できます。

**問合せ** 県環境保全課 (☎096・333・2269)、市環境課環境衛生係